

財産目録  
令和2年03月31日現在

別紙4

法人：社会福祉法人 南房総市社会福祉協議会  
事業：法人全体

1 / 1

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金		—		—	—	70,635,811
事業未収金		—		—	—	5,741,026
流動資産合計						76,376,837
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 基本財産</b>						
定期預金		—		0	0	8,000,000
基本財産合計						8,000,000
<b>(2) その他の固定資産</b>						
機械及び装置		—		0	0	262,502
車輛運搬具		—		0	0	6,894,019
器具及び備品		—		0	0	1,428,645
退職手当積立基金預け金		—		0	0	93,594,830
退職給付引当資産		—		0	0	19,307,830
福祉基金積立資産		—		0	0	105,097,636
運営調整積立金積立資産		—		0	0	12,895,819
その他の固定資産		—		0	0	152,470
その他の固定資産合計						239,633,751
固定資産合計						247,633,751
資産合計						324,010,588
<b>II 負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
事業未払金		—		—	—	115,619
未払費用		—		—	—	1,848,271
未返還金		—		—	—	3,454,490
職員預り金		—		—	—	1,517,643
賞与引当金		—		—	—	7,962,000
流動負債合計						14,898,023
<b>2 固定負債</b>						
退職給付引当金		—		—	—	139,105,470
固定負債合計						139,105,470
負債合計						154,003,493
差引純資産						170,007,095

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。  
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。  
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。